

新型コロナウイルス感染症に伴う事業者への支援

HP

■函館市事業者等特別支援金

北海道の休業要請等の期間、店舗の休業や酒類提供の自粛、感染防止対策を実施した事業者を対象に、支援金を給付します。

対象事業者および給付金額

- 北海道給付への上乗せ分（函館市へも申請が必要）
 - 個人事業者：10万円
 - 酒類を提供する飲食店を営む事業者：20万円
- 函館市独自支援分
 - 酒類を提供しない飲食店を営む事業者：30万円
 - ホテル・旅館等（集会の用に供する部分のないもの）を営む事業者：30万円

※ 1の対象施設を有する方は2には申請できません。

申請要件

- 市内に対象となる事業所を有する法人または個人事業者
- 上記1の場合、令和2年4月25日から5月15日までの期間、休業または酒類提供時間の短縮を行い、北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」の給付決定に係る通知があること
- 上記2の場合、令和2年4月28日から5月6日までの期間、感染防止対策に取り組んだこと

申請方法 郵送（〒040-0011 函館市本町6番7号 函館第一ビル1階 函館市支援金本部 宛）または電子申請（<https://hakodate-support.jp/>）

申請期限 9月30日(水)（消印有効）

HP

■「新しい生活様式」普及協力支援金

国の提唱する「新しい生活様式」の普及に協力いただける小売業者等に対し、1事業者あたり20万円の支援金を給付します。

対象事業者（次のすべてに該当する事業者）

- 国の「持続化給付金」の給付を受けていない
- 北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請要件に定める対象施設を有していない
- 函館市事業者等特別支援金の申請要件に定める対象施設を有していない
- 次の対象業種を市内で営む法人または個人事業者

【主な対象業種】

- ・飲食料品製造業 ・飲食料品卸売業
- ・小売業 ・生活関連サービス業 など

※ 詳細は募集要項またはコールセンターでご確認ください。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実践やポスターの掲示等により、国の提唱する「新しい生活様式」の普及に協力する事業者

申請方法 郵送（〒040-0011 函館市本町6番7号 函館第一ビル1階 函館市支援金本部 宛）または電子申請（<https://hakodate-support.jp/add/>）

申請期限 9月30日(水)（消印有効）

募集要項は市役所1階、各支所で配布しているほか、市のHPからダウンロードできます。

お問合せ 支援金コールセンター ☎87-4626 または☎050-8880-0094 平日 午前9時半～午後5時半

HP

■新しい生活様式対応店舗等改修補助金

店舗等の利用者が安心できる環境づくりを推進するため、小売業や飲食店、宿泊施設等を営む事業者が実施する、国の提唱する「新しい生活様式」に沿った店舗等の改修や備品購入に対し、補助金を交付します。

募集要項は8月上旬から市のHPに掲載するほか、市役所・各支所で配布します。

対象事業者	函館市内で店舗等を営む法人または個人事業者	
対象業種	小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、不動産業、物品賃貸業、療術業、写真業、保険業、教育・学習支援業 ※一部を除く	
対象経費	改修	机やイスのレイアウト変更、換気扇の設置、客席間への壁の設置、窓口へのアクリル板の設置、非接触型自動水栓の設置、自動ドア等の設置など
	備品購入	新型コロナウイルスの除去や抑制等の機能がある機器等、客席間等のパーテーション、アクリル板等、自動手指消毒器、体温検知カメラなど
対象期間	令和2年4月17日以降に発注したもの	
給付額	対象経費×2/3（千円未満切り捨て） ※1事業者あたり下限5万円～上限100万円	

申請期間 8月上旬(予定)～10月31日(土)(消印有効)

- ※ 下記に該当するものは対象外となります。
- ・当該改修等にあたり、国や北海道、その他の支援を受けた場合
 - ・工事に係る印紙代および振込手数料
 - ・消毒液やマスク等の消耗品
 - ・パソコン、タブレット端末、HP制作、キャッシュレス端末、備品リース等
- ※ 詳しい内容は、募集要項または市のHPでご確認ください。

お問合せ 経済企画課 ☎21-3100